

A photograph of a plum tree in bloom. The branches are dark and bare, with numerous bright pink flowers in various stages of opening. The background is a clear, light blue sky. A semi-transparent purple circle is overlaid in the center of the image, containing the chapter title.

第1章

総論

第1節 策定方針

1 策定の背景と目的

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、WHO（世界保健機関）が令和2年（2020年）3月にパンデミック（世界的大流行）を宣言し、翌月には国内でも緊急事態宣言が発出される事態にまで拡大しました。その後、一時的に小康状態にあったものの、感染力の高いオミクロン株の感染拡大により、令和4年（2022年）1月には東京都が再びまん延防止等重点措置の実施区域となり、1度目の緊急事態宣言からおよそ2年が経過した現在においても、感染症の猛威は収まらず、以前とは一変した生活・社会・経済が続いています。

IMF（国際通貨基金）の世界経済見通し（令和3年（2021年）4月）によると令和2年（2020年）の成長率は世界経済でマイナス3.3%との推計でしたが、令和3年（2021年）以降はプラス成長に転じる見通しとなっています。令和4年（2022年）1月25日の改訂見通しでは、令和3年（2021年）の成長率は、世界経済で5.9%、日本においては1.6%と推計していますが、新型コロナウイルスの新たな変異株が出現すれば、パンデミックは更に長期化し、経済に新たな混乱を引き起こす可能性があるとして指摘しています。

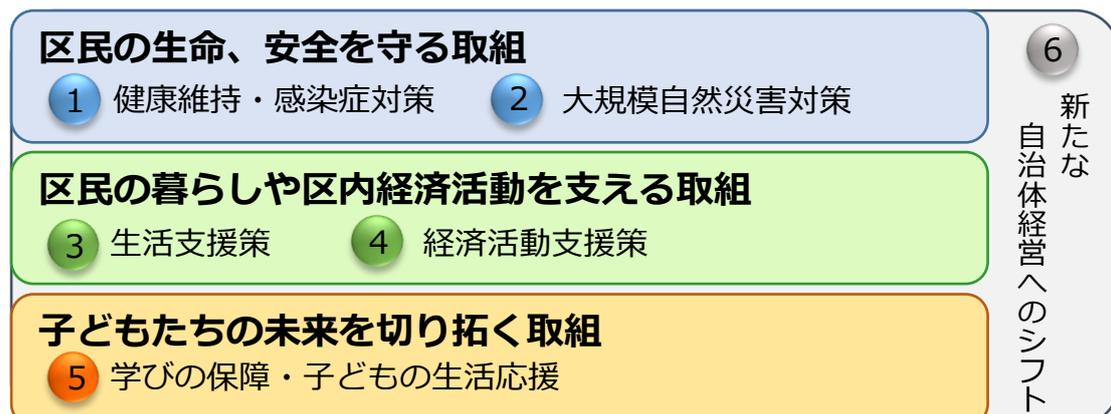
また、令和元年度（2019年度）は令和元年東日本台風（台風第19号）をはじめとする風水害の脅威にさらされ、区内でも大規模な浸水被害が発生しました。地球温暖化の影響により、今後もこのような大規模自然災害の発生頻度の高まりや激甚化が懸念されています。

区は、感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や、大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、従前からの重大なテーマである、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備も見据えた施策展開に取り組んでいく必要があります。

区は、こうした重点的な施策の財政需要に応えるために、事務事業の見直しを進め、生み出した経営資源を、優先すべき取組の原資として有効活用することを決め、対策を着実に推進するための計画として、新おた重点プログラムを策定することにしました。

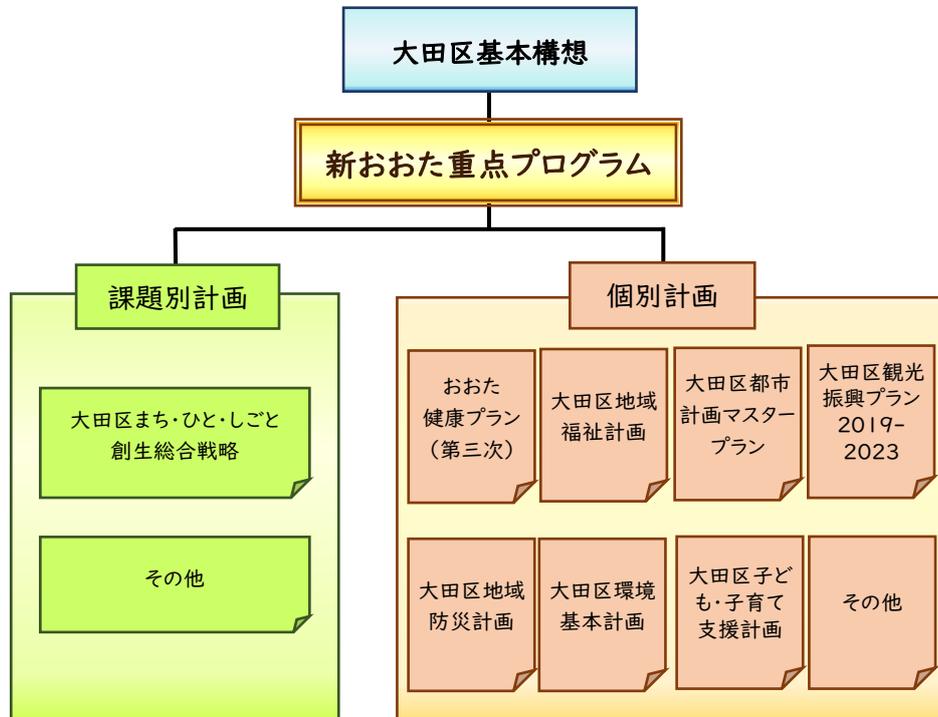
2 策定の視点

上記の背景を踏まえ、本計画の策定にあたっては、第一に区民の生命・財産を守ることを最優先課題として「健康維持・感染症対策」、「大規模自然災害対策」、「生活支援策」、「経済活動支援策」、「学びの保障・子どもの生活応援」、「新たな自治体経営へのシフト」の6本の柱を中心に据えます。



3 計画の位置付け

本計画は、大田区基本構想で掲げる区の将来像を実現するための具体的な取組を示すものであり、基本構想の直下に置き、広く区政全般の方向性を示す計画として、各種課題別・個別計画等との整合・連携を図ることとします。



4 関連計画

本計画は、大田区行政経営方針及び大田区情報化推進計画と三位一体となって、区政運営の最適化を図り、大田区の将来像実現に向けて着実かつ迅速に施策を推進するものとします。



5 計画の構成

本計画は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う喫緊の課題や、ポストコロナ時代に特に注力して推進する取組を掲げた「計画の柱」と、計画の柱で掲げた取組や区の将来像実現に向けて重点的に推進する事業を年次計画として具体的に示す「施策と重点事業」を中心に構成しています。

また、直面する緊急課題にスピード重視で対応する必要がある一方で、社会情勢の変化や新しい生活様式を踏まえた効果的な施策の展開が求められることから、緊急課題を中心とした令和2年度版と、ポストコロナを見据えた令和3年度版の2段階で策定しています。

○【令和2年度版】令和2年10月策定

困難な局面を克服するための対策を6本の柱として示し、これに該当する取組を「第2章 緊急対策」として掲げています。また、事務事業の見直し結果を「第3章 重点施策」に反映し、令和2年度（2020年度）の年次計画を示しています。

○【令和3年度版】

令和3年3月策定

ポストコロナ時代に対応するための計画として、社会動向の分析を行った上で、施策体系や方向性等の見直しを行っています。また、柱の範囲を、緊急対策中心だった令和2年度版から、復興・回復対策、ポストコロナにまで拡張しています。

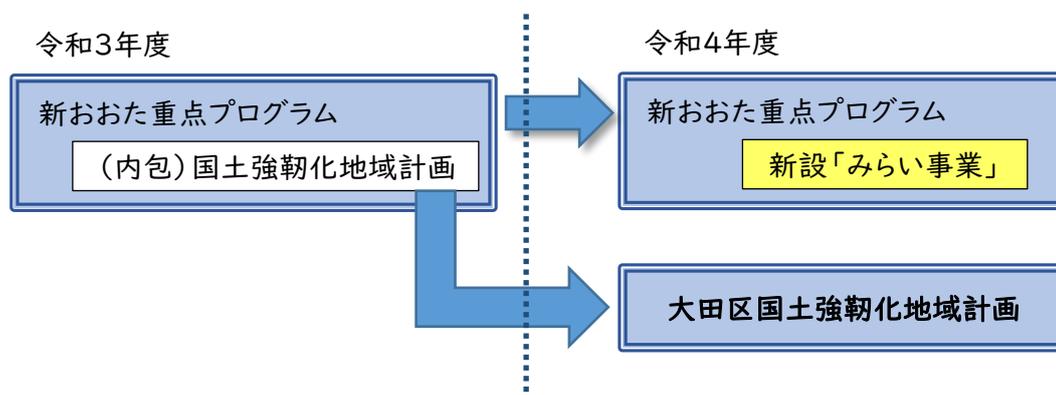
更に本計画では新たに国土強靱化地域計画やSDGsの理念を取り込んでいます。脆弱性評価により洗い出された課題に対して、対応策として各事業を紐付けるとともに、持続可能なまちの実現を目指して、各施策でSDGsのゴールを掲げています。

また、令和3年度版では令和3年度（2021年度）から5年度（2023年度）の年次計画を示していますが、毎年度見直しを行うこととします。

令和4年3月更新（本書）

ワクチンの接種や新たな生活様式の定着等により、社会情勢は安定を取り戻しつつあることから、引き続き緊急事態への取組を進めるとともに、中長期的な展望に基づく未来を見据えた取組「みらい事業」を新たに掲げ、両輪で進めることにより、より力強く区政を推進する計画とします。

また、高まる災害リスクへの対策を、より迅速かつ計画的に推進するために、国土強靱化地域計画については、新おおた重点プログラムからは分離し、独自に進捗管理を行う計画として策定します。



6 本計画の中心となる事業

(1) みらい事業

令和24年(2042年)には国内の65歳以上人口がピークを迎えると推計されており、超高齢社会の更なる進行と出生率の低迷による生産年齢人口の減少が危惧されています。活力ある地域社会を維持し、そのような時代に立ち向かうために、区は2040年を展望した施策を立案し、誰もが地域でつながりを持ち、より長く元気に活躍できる持続可能な社会を実現していきます。

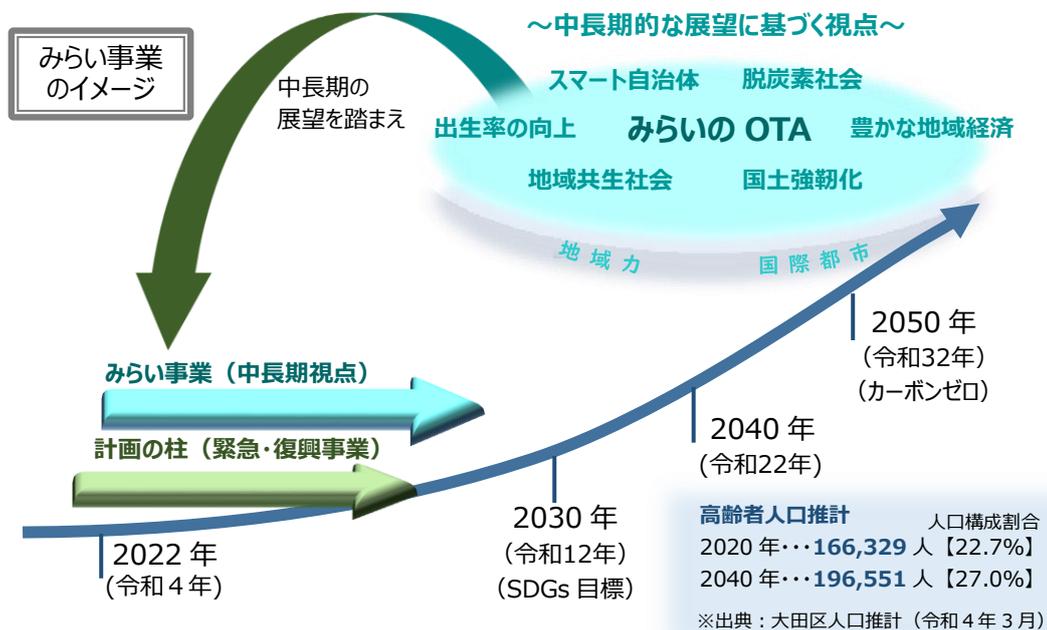
2040年代を前にして、地域社会では、価値観の多様化や単身世帯の増加など社会構造が大きく変化するとともに、虐待やヤングケアラー、若年無業者といった、子どもや若者とその家庭が抱える課題や、生活困窮、8050問題、DVなど、支援対象が抱える問題が、複雑化・複合化しています。

その根幹には「地域のつながり」の希薄化があり、困難を抱えている人が地域の人と関わりを持ってない孤立した状態にあることで、抱えている問題が一層深刻で複合的な状態に陥ることが懸念されています。

区は、こうした課題を解決し、誰ひとり取り残されない未来を実現するために、困難を抱えている人が、区の支援と合わせ地域との関わりを持つ中で問題解決が図られるよう、相談の場や居場所を整備するとともに、持続可能な地域コミュニティを形成することで、地域のつながりを醸成し、人と人がつながり、支え合い、ともに地域を創っていく地域共生社会を目指していきます。

また、将来にわたって大田区が持続可能なまちであるためには、出生率の向上、豊かな地域経済、脱炭素社会、国土強靱化、スマートな自治体など、様々な未来の姿を現実のものとする必要があります。これらの姿の実現も区民一人ひとりの力と地域のつながりがあって初めて達成されるものです。

区は、地域力向上に向けた取組を強化するとともに、2040年という未来を見据えた方向性に沿って取り組む事業を「みらい事業」と位置付け推進することで、地域の担い手である区民とともに、いつまでも豊かさにあふれる持続可能な未来の大田区を創ります。



(2) 計画の柱

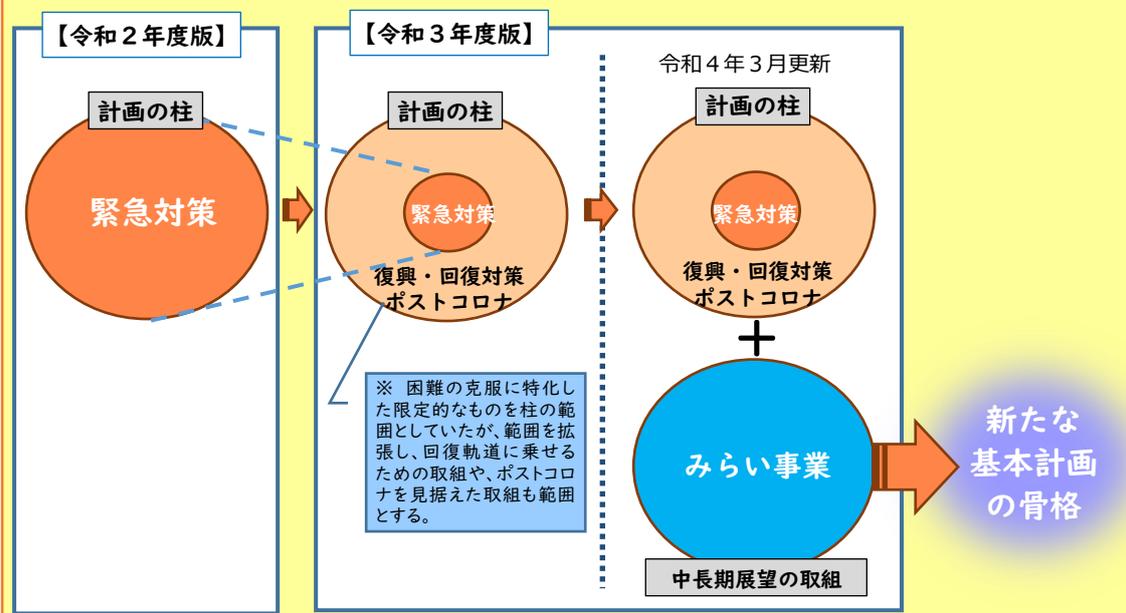
令和2年度(2020年度)は直面した危機に対処するための緊急対策を中心に組み立ててきましたが、令和3年度(2021年度)以降は、緊急対策に加えて中期的視点も踏まえ、区民生活や地域経済の回復に向けた取組を打ち出していく必要があります。

区の施策展開が次のステージに移行することを踏まえ、新おおた重点プログラムの柱の範囲を復興・回復対策、ポストコロナを見据えた対策にまで拡大し、各柱にポストコロナ時代を踏まえた新たな要素を加えています。

【計画の柱で取り扱う要素の拡大】

		令和2年度版における主な要素	+	令和3年度版で広がる要素
計画の柱	柱1	感染症対策		健康維持・スポーツ推進
	柱2	大規模自然災害対策		耐震・不燃化
	柱3	生活支援策	日常生活を送るための支援	ポストコロナ時代の地域活動支援
	柱4	経済活動支援策	下支えを中心とする経済活動支援	地域産業の発展に向けた取組
	柱5	学びの保障・子どもの生活応援	教育機会の確保、子ども及び子育て家庭の生活支援	子どもへの虐待の未然防止
	柱6	新たな自治体経営へのシフト	経営改革、情報化	—

【新おおた重点プログラムで中心となる事業の変遷】



7 計画の期間

新おおた重点プログラムの計画期間は令和2年度(2020年度)から5年度(2023年度)までの4年間とします。令和3年度版では年度別計画として令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの取組を示し、毎年度年度別計画の見直しを行うこととします。

8 これまでの経過

平成31年(2019年)3月

区の基本計画である「おおた未来プラン10年(後期)」の計画期間満了
令和元年(2019年)7月

「おおた重点プログラム」の策定

令和元年(2019年)11月

大田区新基本計画策定懇談会の設置

令和2年(2020年)2月

大田区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年(2020年)4月

新基本計画策定延期の決定

令和2年(2020年)5月

緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性の決定

令和2年(2020年)5月～8月

新型コロナウイルス感染症対策の充実と今後の区政運営を見据えた全事務事業の見直しの実施

令和2年(2020年)10月

新おおた重点プログラム【令和2年度版】策定

令和3年(2021年)3月

新おおた重点プログラム【令和3年度版】策定

令和4年(2022年)4月

新おおた重点プログラム【令和3年度版】更新

第2節 計画の前提

1 社会動向の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済をはじめとする社会の様々な分野に影響を及ぼし、各分野は「新しい生活様式」を踏まえた「新しい日常」に対応するための変革を迫られ、現に変革を遂げている最中にあります。また、デジタル化の加速など感染症拡大という事態をきっかけとし、事態の収束後においても定着する不可逆的な変革もあることから、将来に渡り、感染症発生前とは違った社会がもたらされると考えられます。区はこれらの変革を見据えて施策を推進し、新しい日常が定着した新しい大田区を実現していく必要があります。

【国内の影響と変化】

(1) 経済・産業

日本経済は令和3年(2021年)10月の緊急事態宣言解除後も新規感染者数が低位で推移したことにより、飲食や宿泊など外出関連業種を含め、国内経済活動の再開が進んでいます。製造業については、外需の回復を背景に持ち直していたものの、半導体不足や原材料の高騰などが生産活動に影響を与えています。デジタル需要増を背景とする半導体不足は、短期的な解消は見込みにくく、半導体不足が本格的に改善に向かうのは令和5年(2023年)以降になると予想されています。区内製造業の業況も令和2年(2020年)4~6月期を底に持ち直しつつありますが、令和3年度も低調に推移しています。日本経済のGDPが新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻るタイミングについては、令和4年前半になると予想されています。

また、様々な分野で自動化、機械化が加速するとともに、これまで効率化の観点から輸入に頼っていた物資は、リスク分散の観点から国内回帰が進む可能性があります。

(2) 都市インフラ

感染症対策のための行動抑制に伴い、公共交通機関の利用者数が減少する一方で、自動車や自転車など他人との接触や混雑を回避する移動手段の利用割合が増加しています。また、外出先として自宅から遠く離れた都心・中心市街地を訪れる頻度が減少する一方で、自宅周辺を訪れる頻度が増加しており、公園、広場、テラス等のゆとりある屋外空間の充実や徒歩等で回遊できる空間の充実など、オープンスペースの充実のニーズが高まっています。

人の移動需要が今後も低い水準で推移すれば、交通インフラのほか、住宅等の土地利用やまちづくりなど都市インフラの維持・整備において多様な影響が出てくることを見込まれます。

(3) ライフ／ワークスタイル

緊急事態宣言(令和2年(2020年)4月)解除後も東京都市圏では自宅で長く過ごす傾向が見られ、外出を伴う買い物・飲食の機会は減少しています。一方でオンラインショッピングや宅配サービスによる消費が拡大するとともに、非接触を意識したキャッシュレス決済の利用が増加しています。

三密*回避の働き方としてテレワークが拡大しています。感染症拡大収束後もテレワークを中心とした働き方を希望する人は多く、特に二十三区に居住している人の継続意向の割合が高くなっています。また、働き方としてテレワークが常態化すれば、通勤利便性よりもテレワークを意識した間取りや周辺環境などが、住宅選びにおいてより重視されると予想されます。

(4) 健康・福祉・医療

感染防止のため、従来の健康・福祉・医療に関する各種行動が抑制されています。

介護分野では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅での介護が増加傾向にあります。また、働き方として在宅勤務が広まったことにより、仕事と介護が両立しやすい環境が整った一方で、家族による介護の負担が増加しています。

医療分野では、緊急性の低い軽症での医療機関受診は感染症拡大収束後も減少したままであると見込まれます。また、今後は不特定多数の人と接触するリスクのない在宅医療やオンライン診療の普及が進むと予想されます。

また、外出自粛による運動不足を解消するために、健康管理・運動管理への意識が高まると考えられます。

(5) 子ども・教育

テレワークや労働時間の減少など、働き方が変化した世帯では、家族と過ごす時間が増加するとともに、育児において夫の役割が増加した割合が高くなっています。

学校では、三密*回避のため、校内でのデジタル環境の整備が進みつつあります。また、大学、短大、専門学校では、校舎内での講義・授業が制限され遠隔授業が実施されています。今後もオンライン教育の環境整備が進むことで、感染症の拡大が収束した後においても、従来の対面式授業とオンライン授業の併用が定着していくと想定されます。

(6) 文化・観光

各種文化活動については、感染対策に伴う行動抑制により、一時的に、文化施設の閉鎖、イベント等の開催休止などが実施されましたが、行動抑制の緩和に伴い、一定の制限の下で、文化施設の開館、イベント等の開催が再開されました。

また、感染症拡大を機に急速に広まったオンラインでのイベント開催は、遠隔地から参加できるなどの利便性から、感染症拡大収束後においても定着するものと想定されます。

観光については、感染対策に伴う行動抑制により、観光需要は大幅に減少しました。行動抑制の緩和により国内客は戻りつつありますが、旅行再開の意向は日帰り旅行など近場で検討している割合が高く、長距離移動を伴う旅行の需要が回復するまでには時間を要すると想定されます。また、感染症拡大収束後には、外国人客の回復が見込まれるものの、感染症発生前の水準に戻るには時間が掛かることが想定されます。

(7) 環境・エネルギー

発電及び産業用途でのエネルギー需要が低下したことにより、石炭やガスなどの利用が減少し、世界のCO2排出量は大きく減少していますが、一時的な排出量減少が地球温暖化の進行に与える影響は限定的であるとされています。

テレワークなどの働き方の変化は、自動車や公共交通機関など、通勤に伴うエネルギー消費量を減少させると見込まれますが、一方で在宅時間が増加することで、家庭でのエネルギー消費量は増加すると見込まれます。

また、外出自粛に伴い家庭から排出されるごみ・資源物の量が増加しています。

【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(内閣府)
- ・新型コロナ流行前、緊急事態宣言中、宣言解除後の3時点で個人の24時間の使い方を把握した全国初のアンケート調査(速報)(国土交通省)
- ・新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(国土交通省)
- ・旅行・観光消費動向調査2020年7-9月期(速報)(観光庁)
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策について(環境省)
- ・訪日旅行市場における新型コロナ感染症の影響と需要回復局面の旅行者ニーズと志向に関する調査(日本政府観光局)
- ・新型コロナウイルス感染症の世界日本経済への影響と経済対策提言(株式会社三菱総合研究所)
- ・生活者市場予測システム アンケート結果(株式会社三菱総合研究所)
- ・新型コロナウイルス対策緊急提言(第22回-5、第35回)(株式会社野村総合研究所)
- ・ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望(2021~2022年度の内外経済見通し)(株式会社三菱総合研究所)
- ・コロナ禍によるCO₂等排出量の減少が地球温暖化に与える影響は限定的(プレスリリース)(国立研究開発法人海洋研究開発機構、気象庁気象研究所)

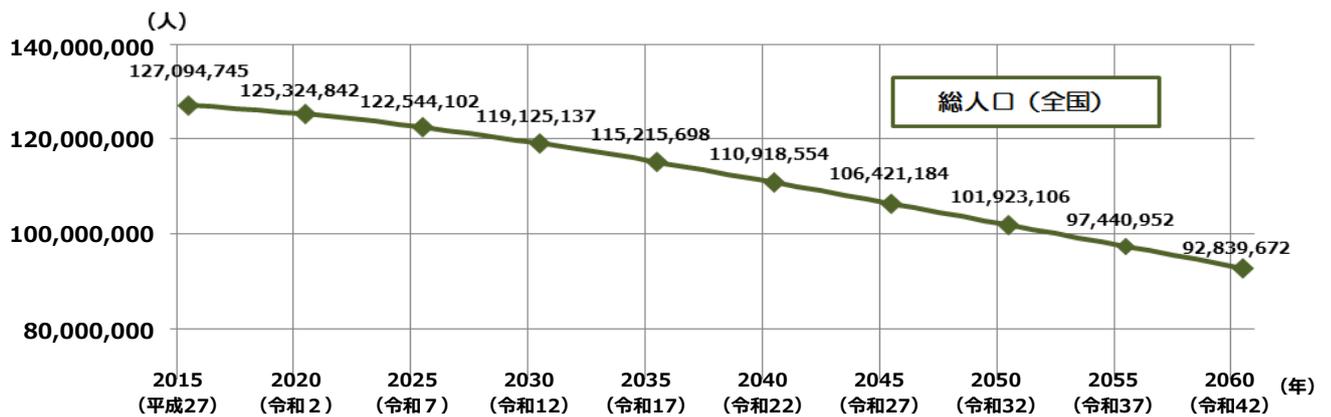
2 将来人口の推計

(1) 全国と大田区の総人口

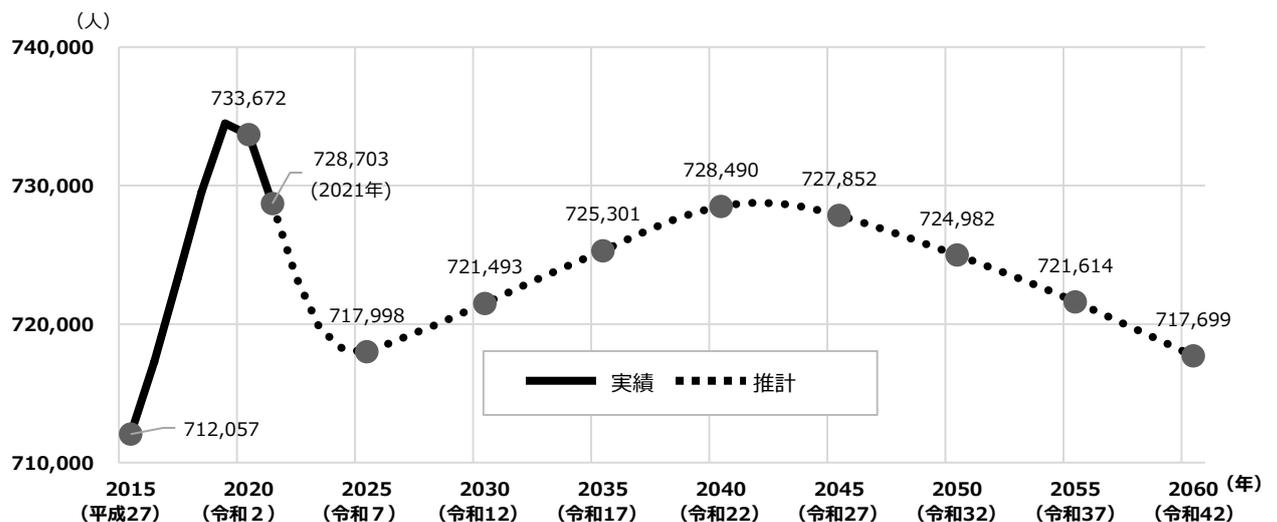
戦後一貫して増加を続けてきた日本の人口は、平成22年(2010年)国勢調査でほぼ横ばいとなり、平成27年(2015年)調査の結果、ついに減少に転じました。令和2年(2020年)調査結果でも減少となり、将来的にも減少が続くと見込まれています。

一方、大田区の人口は平成7年(1995年)以降増加を続け、平成27年(2015年)には71万人を上回りました。その後も増加が続き、令和元年(2019年)には73万人に達しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と思われる転出超過が続いたことから、令和2年(2020年)4月をピークに減少が進んでいます。令和2年(2020年)11月には、リーマンショックの影響が残る平成22年(2010年)7月以来およそ10年ぶりに前年同月の人口を下回りました。住民基本台帳を基にした推計では、令和7年(2025年)まで人口減少が続いた後再び増加傾向に転じ、令和22年(2040年)頃まで人口が増加すると見込まれています。

【全国の総人口の推移】※1

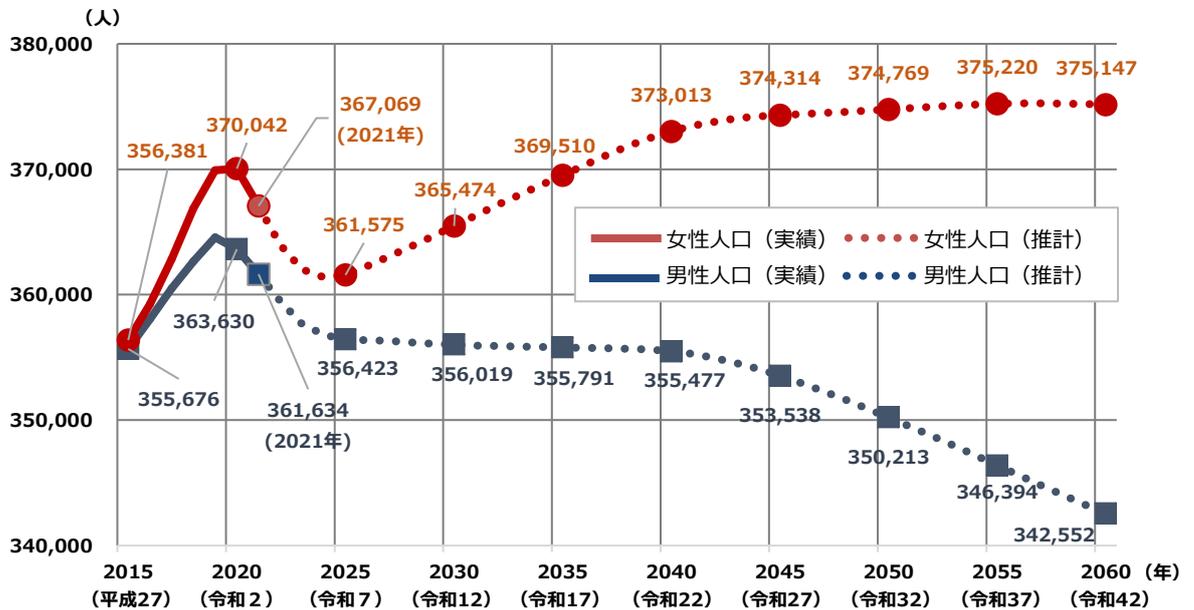


【大田区の総人口の推移】※2



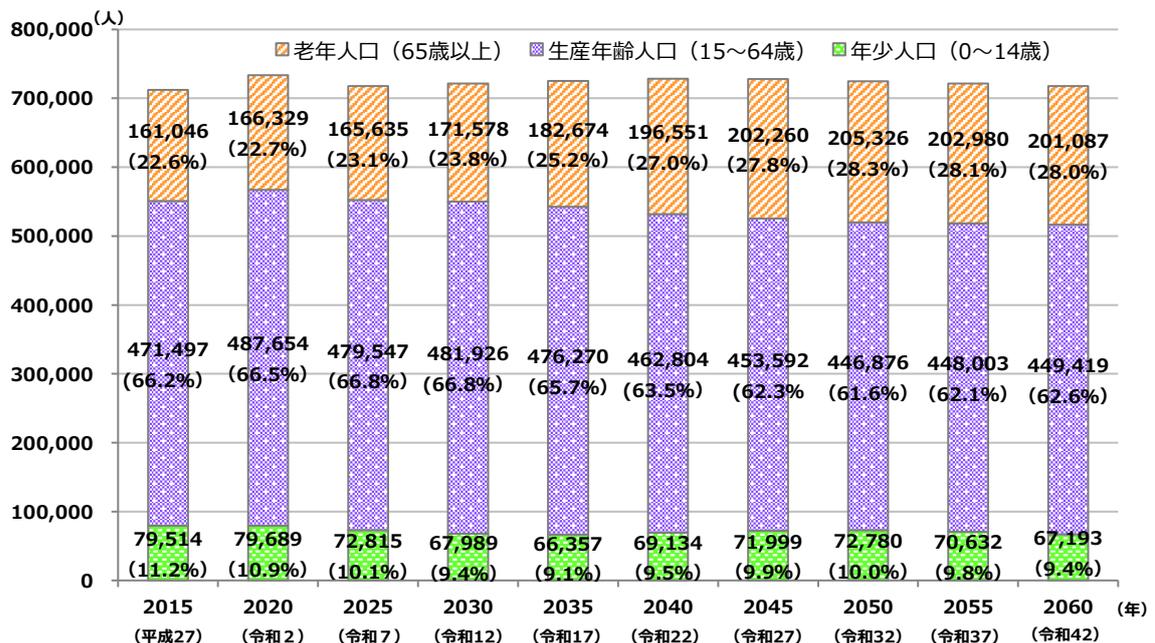
性別で見ると、平成27年(2015年)時点ではやや女性人口が上回っているものの、ほぼ均衡している状況でしたが、その後その差は拡大しています。住民基本台帳を基にした推計では、将来的にも女性人口が男性人口を上回る形で推移し、その差は更に拡大していくと見込まれています。

【大田区の男女別人口の推移】※3



近年急増していた老年人口(65歳以上)は、団塊世代*が全て高齢者となったため、一旦は、緩やかな増減で推移しますが、団塊ジュニア*が高齢者となる令和17年(2035年)頃からは増加のペースが再び加速します。また、生産年齢人口(15~64歳)は、転入超過の傾向が弱まることにより、徐々に減少していくことが見込まれています。また、年少人口(14歳以下)については、2040年代に一時的に持ち直す時期があるものの、生産年齢人口の減少と併せて合計特殊出生率が低い水準で推移することにより、長期的には減少していくことが見込まれています。

【人口構成の推移】※4

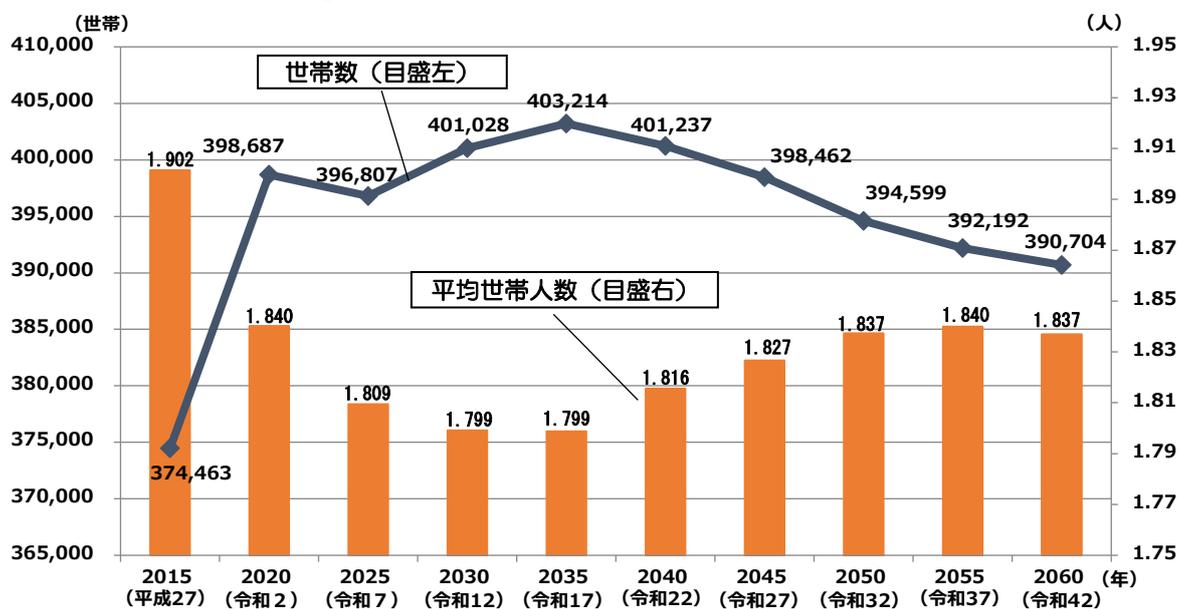


※ 各年の合計人数は、表示単位未満を四捨五入しているため、P.11の表の総人口数と一致しない場合があります。
 ※ 各年の人口構成の割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計しても100%とならない場合があります。

(2) 将来世帯数の推計

近年は、単独世帯や核家族世帯の増加等の影響から、総世帯数の増加と、平均世帯人員の減少が続いていますが、今後は、世帯主の多くを占める男性が減少し、総世帯数についても減少に転じます。また、総世帯数の減少ペースが総人口の減少ペースを上回るため、平均世帯人員は増加します。

【世帯数、平均世帯人数の推移】※5



【出典】

※1 「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成

※2~5 「大田区人口推計(令和4年3月)」(基準日:各年12月末)を基に作成。また、本推計を基にしているため、「2 将来人口推計」における大田区の人口についての記述は、「年」は12月末時点、「月」は該当月の月末時点の数字を用いている。

3 大田区における今後の自治体経営

職員一人ひとりが刻々と変化する区民の生活や価値観を踏まえて、持てる能力や経験を存分に発揮できる働き方を実現するとともに、豊かな発想で次代を担う人材を育成し、デジタル化や脱炭素社会、SDGsを意識した良質で満足度の高い区民サービスを絶えず提供し、他都市をリードする成熟した都市として、新たな成長を実現する必要があります。

限りある経営資源を効果的・効率的に配分しながら新たな価値と魅力を生み出し、地域として成長し続けることで持続可能な自治体経営を実現するために「**持続可能な自治体経営に向けた取組方針**」を策定し、以下の方針実現に向けた3本柱に基づき、行財政改革を推進していきます。

方針実現に向けた3本柱

- 1 研ぎ澄ます～経営資源をフル活用する力強い自治体経営の推進～
- 2 進化する～デジタル技術の活用と業務改革によるQOS(区民サービスの質)の向上～
- 3 生み出す～新たな価値と魅力を生み出す政策の展開～

(1) 歳入確保と歳出抑制の取組

持続可能な行財政運営基盤を構築するために、歳入を確保するための財源の創出や、年々増加する社会保障費の抑制、補助金の徹底した見直し、公共施設の適正化など、経常的経費等の歳出抑制に取り組みます。

ア 歳入の確保と適正化

○使用料等の受益者負担*の適正化

- ・受益者負担の適正化による施設利用者と未利用者の公平性を確保するための、施設の性質等に応じた使用料の見直し

○公有財産の有効活用

- ・未利用資産の把握と貸付等を含めた活用方法の検討
- ・民間ノウハウを活用した資産の有効活用

○その他の歳入確保策

特定の事業やプロジェクトに対し、その目的に賛同する方から出資金や寄付を募るクラウドファンディングの活用、ネーミングライツなど、様々な歳入確保策を検討

イ 歳出の抑制と適正化

○事務事業見直し

区政を取り巻く環境が厳しさを増すことが想定される中、持続可能な自治体経営を実現するため、引き続き、集中的に事務事業の見直しに取り組みます。「ヒト・モノ・カネ」等の限られた経営資源を区民が真に必要とする施策に再配分していきます。

○公共施設マネジメント

- ・地域ごとの将来のまちづくりを見据えた、施設の適正配置の実現
- ・施設重視から機能重視への転換による、施設の集約及び有効活用
- ・学校施設の複合化・多機能化による地域コミュニティ*の活動拠点づくり
- ・適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化及びライフサイクルコストの削減

(2) 外郭団体等改革の取組

○新大田区外郭団体等改革プランの総括・検証

区と外郭団体等双方の改革の羅針盤とした「新大田区外郭団体等改革プラン（平成29年度～33年度）」に基づき、区と団体のあるべき姿や果たすべき役割を定め、区民サービスの向上に向けた取組を着実に推進してまいりました。これまでの取組状況や達成度を振り返り、総括・検証を行います。

○大田区外郭団体等に関する基本方針の策定

近年の激甚化する災害や人口減少、少子高齢化、国際化への対応など、今後も区政を取り巻く環境は目まぐるしく変化していくことが見込まれます。このような背景を踏まえ、区の役割や外郭団体等に期待される役割などを改めて示し、今後より一層区と外郭団体等との連携を強化し、区の政策実現などに向けて外郭団体等とともに歩みを進めていくために「大田区外郭団体等に関する基本方針」を策定しました。

外郭団体等との緊密な連携のもと、区の政策実現に向けて共に取り組むことにより、限られた財源においても、区民福祉の向上を目指していきます。

(3) 区における自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)の取組

国が進める「自治体DX推進」の動きを的確に捉え、さらなる区民生活の向上と地域課題の解決を最優先に、業務システムの標準化・共通化、業務改善に伴うデジタル技術の活用など、庁内のデジタルトランスフォーメーションに取り組めます。

○大田区情報化推進計画に基づく令和4年度のDX関連の重点取組事項

【目標1：多様化するニーズに適した行政サービスの提供による区民利便性向上】

- ①行政手続きのオンライン化
- ②キャッシュレスの推進
- ③マイナンバーカード普及促進・利活用関連
- ④デジタルデバйд対策

【目標2：多様な主体との協働を通じたデータの利活用による地域課題の解決】

- ⑤データ公開・利活用の推進

【目標3：業務効率化及び情報化基盤の整備・強化による効率的かつ信頼性の高い区政運営の推進】

- ⑥システム標準化及び自治体クラウドへの移行
- ⑦RPA、AI-OCRなど業務自動処理ツールの活用
- ⑧デジタル人材の活用

(4) 働き方改革の推進

職員が働きやすく働きがいのある環境づくりを行い、業務の効率化やモチベーションの向上、ワークライフバランスの実現等を推進し、職員一人ひとりのパフォーマンス向上を図ることで、質の高い区民サービスの提供を目指します。

○ テレワークの更なる普及・定着

令和3年度に全部局に導入したテレワークの更なる定着を図るために、テレワークを柔軟に活用できる制度整備や、コミュニケーションツールの導入検討、ペーパーレス化の更なる推進等に取り組みます。

○ オフィス環境の改善

オフィス環境を改善することで、新たな日常に対応するとともに、業務目的に応じた生産性の高い働き方を実現し、質の高い区民サービスの提供に繋げることを目指します。

(5) 公民連携手法の積極的な活用

区は、公民連携を推進することにより、「質の高い行政サービスの提供」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を実現し、区民（地域）、民間企業等、行政（区）のそれぞれにメリットがある「三方良し」の連携をめざします。

【公民連携に関する取組の例】

- ・公募等の手続きにより民間企業等と連携して進める取組（PPP*/PFI*：民間委託、指定管理者制度、定期借地権方式等）
- ・民間資金を活用し社会課題解決を効果的に行う仕組み（SIB*：ソーシャル・インパクト・ボンド等）
- ・民間企業等が行う社会貢献活動と連携して進める取組（包括連携協定、個別協定等）

第3節 SDGsの推進

1 SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030アジェンダ」の中核となる、2030年までに達成すべき国際目標です。

SDGsは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標・169のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

2 国の動向

国においても、全国務大臣を構成員として設置したSDGs推進本部の下で、行政、民間セクター、NGO*・NPO*、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」を経て、平成28年(2016年)12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を、令和3年(2021年)12月には「SDGsアクションプラン2022」を決定しました。

同アクションプランでは、「2030アジェンダ」に掲げられている5つのP(People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ))に基づき、「People 人間:感染症対策と未来の基盤づくり」、「Prosperity 繁栄:成長と分配の好循環」、「Planet 地球:地球の未来への貢献」、「Peace 平和:普遍的価値の遵守」、「Partnership パートナーシップ:絆の力を呼び起こす」を重点事項として定めています。

3 東京都におけるSDGs達成に向けた取組

東京都が令和3年(2021年)3月に策定した「『未来の東京』戦略」では、「SDGsという国際標準の目線に立って、世界をリードする政策を積極的に展開することで、都民生活の更なる向上や豊かな都市環境を創出し、持続可能な都市・東京を実現していく。そして、その取組を世界に発信し共有することで、地球の持続可能性に貢献していく」と記載されています。

また、この戦略ビジョンは、SDGsを実現するビジョンでもあり、戦略ビジョンで掲げた推進プロジェクトを、SDGsの目線に立って強力に推進していくため、以下の4点を掲げ、SDGs達成に向けた取組の輪を、東京から全国、世界へと広げていくことを明記しています。

推進1:SDGsの目線から都庁が率先して政策を強力に推進する

推進2:区市町村と共に持続可能な東京を実現する

推進3:都民・企業・大学など、多様な主体と共に持続可能な東京を実現する

推進4:全国、そして世界と共に持続可能な社会を実現する

4 大田区におけるSDGsの推進

令和元年(2019年)に改定された国のSDGs実施指針では、「政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定や改訂、実施に当たってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映する」と触れています。

区も令和4年3月に策定した「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」の下、SDGsに関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へSDGsを反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進していきます。



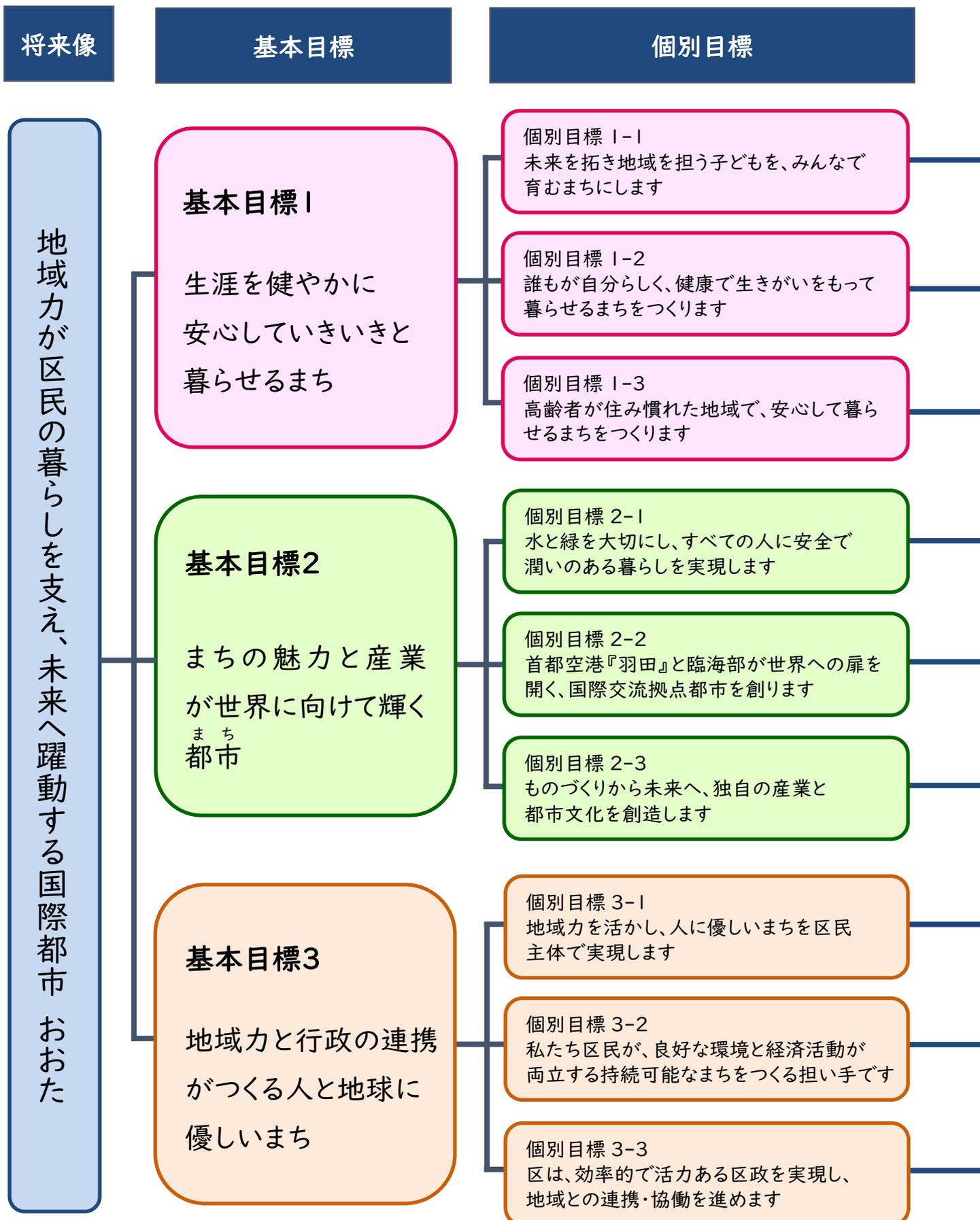
5 SDGsで掲げている17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」外務省仮訳

第4節 本計画における施策体系



施策

- 1-1-1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくります
- 1-1-2 子どもを健やかに育む場を整備します
- 1-1-3 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します

- 1-2-1 健康に暮らせるまちをつくります
- 1-2-2 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくります
- 1-2-3 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくります

- 1-3-1 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます

- 2-1-1 魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくります
- 2-1-2 身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちをつくります
- 2-1-3 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくります

- 2-2-1 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくります
- 2-2-2 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生^{*}を育みます

- 2-3-1 地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します
- 2-3-2 大田区の魅力を国内外にアピールします

- 3-1-1 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくります
- 3-1-2 地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくります

- 3-2-1 持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます

- 3-3-1 質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくります

